

審査基準

基準の名称		
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
毒物及び劇物取締法施行令	第35条	登録票又は許可証の書換え交付
基準の内容		
<ol style="list-style-type: none">同法第10条に基づいて、変更届の提出がされていること。毒物劇物業者の氏名（法人にあってはその名称）、法人にあっては主たる事務所の所在地、製造所、営業所又は店舗の名称等、登録票に記載されている事項であること。特定毒物研究者の氏名又は住所、主たる研究所の名称又は住所であること。その他、「徳島県薬局等許可事務取扱要領」によること。		